

●薬局施設基準の届出

調剤基本料3ハ・後発医薬品調剤体制加算3・連携強化加算・在宅薬学総合体制加算1・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料・医療情報取得加算および医療DX推進体制整備加算

●調剤管理料及び服薬管理指導に関する事項

当薬局では、患者さまごとに作成した薬剤服用歴などをもとに、以下のサービスを提供しています。

・重複投薬、相互作用、薬物アレルギーの確認

処方された薬について、重複投薬や薬の相互作用、薬物アレルギーを確認した上で、薬剤情報提供文書を提供し、基本的な説明を行っています。

・服薬状況の確認と説明

薬剤服用歴を参照しながら、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の状況などを把握し、処方された薬の適正使用のために必要な説明を行っています。

・継続的なフォローアップ

薬剤交付後も、患者さまの服薬状況や体調の変化を継続的に確認し、必要に応じて指導を行っています。

●個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は、事前にお申し出ください。

●後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いします。

特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。ご不明な点等ございましたら、当薬局のスタッフへお尋ねください。

●居宅療養管理指導について

当薬局は介護保険サービス提供事業者であり、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供しています。

・事業の目的

要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき、薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、株式会社ファルマウニオン各事業所の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

・運営の方針

①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に関連する上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

・提供するサービス

①各事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調整するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

②サービスのご提供にあたっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

・基幹薬局及び担当薬剤師

①原則として、居住地から近隣の事業所を基幹薬局とし、基幹薬局に所属する薬剤師が担当します。

②担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。

③利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業者は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

④当事業者は、担当薬剤師の退職、事業所の移転・新設又は利用者の転居などの正当な理由がある場合に限り、基幹薬局及び担当薬剤師を変更することがあります（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします）。

・緊急時の対応等

緊急時の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。

①緊急時連絡先：0977-75-8931（転送）

②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

・利用料

①単一建物居住者が1名 518単位/回

②単一建物居住者が2～9名 379単位/回

③単一建物居住者が10名以上 342単位/回

④情報通信機器を用いて行う場合 46単位/回

※1単位10円（1～3割負担）

・苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

①連絡先：092-292-1301

②担当者名：後藤 徹

（受付時間）平日9:00～18:00（土・日・祝日は除きます）

●保険外サービス等の費用請求に関する事項

当薬局では、療養の給付と直接関係のない薬剤の容器代について、以下のとおり実費にてご負担いただきます。なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、使用した容器の再利用については衛生面の観点からお受けできませんので、ご了承ください。

・点眼容器、点鼻容器、液剤用容器・軟膏用容器など：サイズに関わらず一律50円